

諸外国の同棲婚の動向

永井 晴子

日本女子大学人間社会学部准教授

1. 同棲婚の動向

結婚とは社会的には子どもの父を確定する制度であり、家族としては世代を継承するための制度であった。しかし、近代に入り、恋愛を経た結婚が徐々に中心的となり、結婚生活の重要な焦点は二者間の愛情へと移行してきた。それにより、結婚の制度的側面は薄れてくるとともに、法律上の結婚の届け出よりも実質的な結婚生活、つまり同棲生活が先行することが増加してきた。

今日、同棲婚もしくは事実婚は増加傾向にあり、欧米をはじめとした諸外国でそれらは社会的に認知されている。同棲について1990年代初頭のデータで比較すると、ドイツの20-24歳の同棲率は1992年-1995年頃で、旧西ドイツ地域12%、旧東ドイツ

地域16%程度、フランスの20歳-24歳の同棲率は、1994年頃で24%、スウェーデンでは44%ほどとなっている（原2001）。ただし、フランスでも1990年代初頭と比較して婚姻件数は減少する一方、同棲カップルが増加し、2000年時点では6組のカップルのうち1組は同棲婚カップルである。同棲婚カップルは1990年には150万であったが、2000年には240万へと急増している。ドイツにおいても、フランス同様、同棲婚は増加傾向にある。旧西ドイツ地域で2001年には1996年と比較して25%増加し170万人、旧東ドイツ地域でも24%増加し54万3000人となっている。

これらの国々と比較すると、日本では同棲の割合は極めて低い。日本では20-24歳と25-29歳で1%程度、それ以上の年齢階層ではほとんど0%となっている（原2001）。そこで、スウェーデン、フランス、ドイツを例にとり、同棲婚の傾向と社会的制度について紹介しながら、日本との違いについて説明していく。

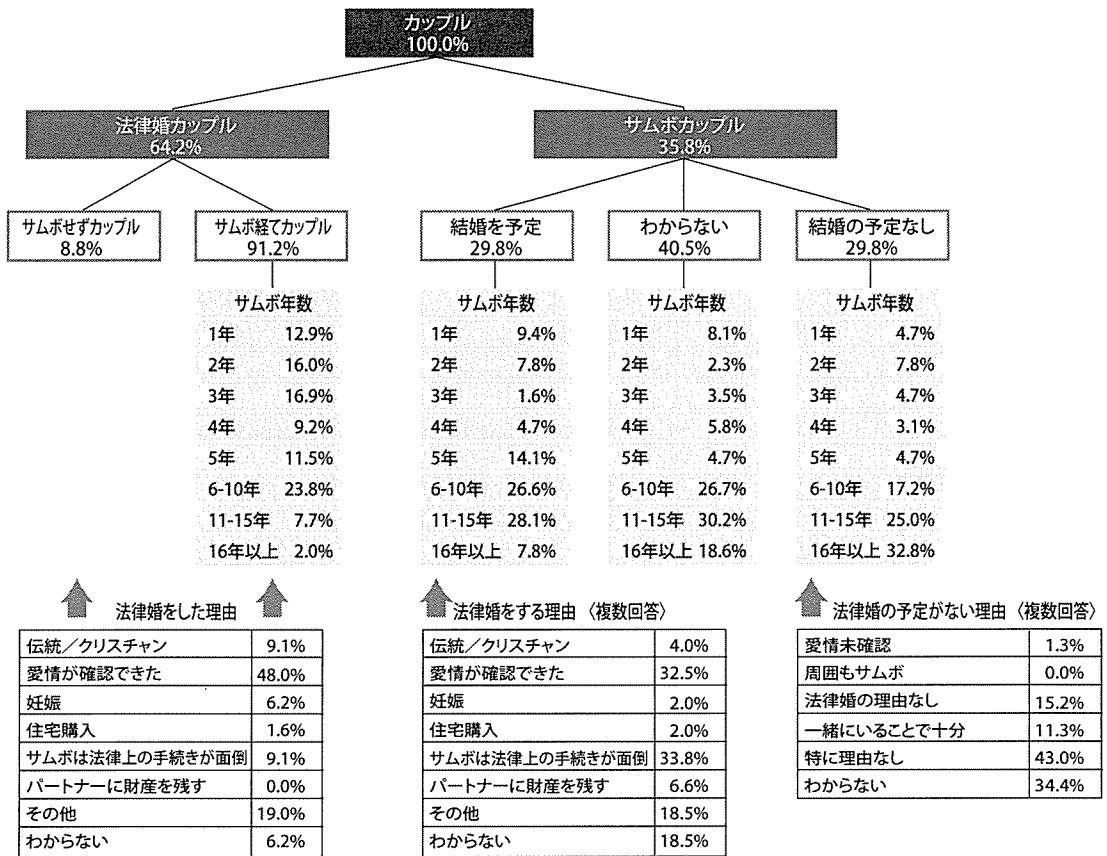
2. 同棲婚の2つの意味

同棲婚には2つの異なる意味合いがある。まず1つは、法律婚への移行プロセスとしての同棲婚であり、いま1つは法律婚にとらわれない選択の結果としての同棲婚である。結婚に取って代わるというよりは、その試行・準備期間としての性質が強いと思われる。

ながい あきこ

東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程単位取得満期退学。専攻は家族社会学。財団法人家計経済研究所次席研究員、東京大学社会科学研究所助教授を経て現在日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授。主要著書に、永井晴子・松田茂樹編、2007、『対等な夫婦は幸せか』、勁草書房。玄田有史編、2006、『希望学』、中央公論新社。渡辺秀樹・嶋崎尚子・稻葉昭英編、2004、『現代家族の構造と変容：全国家族調査（NFRJ98）による計量分析』、東京大学出版会など。

図1 法律婚カップル、同棲カップル（サムボ）の割合（ストックホルム）



出所) 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2005)『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局

特に、ドイツでは、子供を持つとする場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強い（原2001）。それでは、スウェーデンではストックホルム、フランスではパリ、ドイツではハンブルグで行なった調査²の結果をもとに説明していく。

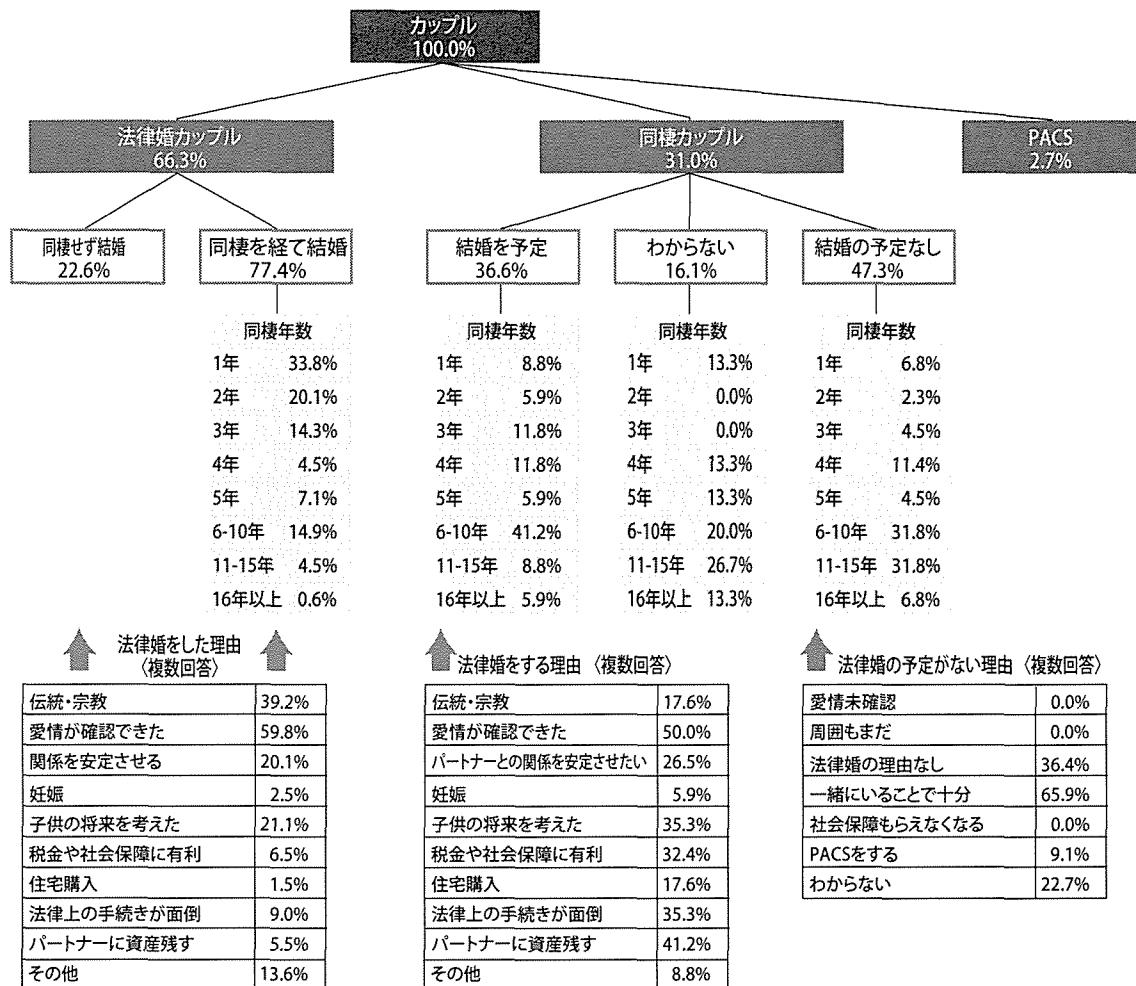
スウェーデンでは、同棲婚カップルはサムボと称されている。日本で言うところの非嫡出子に対する差別がないという点、パートナー同士が互いに法的な権利を認められた関係にあるという点で、他国に先んじた法整備が行われたことでも知られている。

図1を見ると、35～44歳のストックホルムに住むカップルのうち、法律婚をしているのは64.2%、同棲婚は35.8%で法律婚にあるカップルのほうが多い

い。その、法律婚カップルのうち、同棲経験なく法律婚へと移行したのは8.8%に過ぎない。つまり、現在パートナーがいる者全体でいえば5.6%が同棲経験なく法律婚へと移行し、94.4%が同棲を経験している。

現在、法律婚の形を取っているカップルは、同棲期間が5年以内の場合が大半であり、6年以上の同棲期間を経て法律婚へと移行したのは33.5%である。現在、同棲婚にあるカップルのうち、法律婚を予定しているのは29.8%、わからないとしているのは40.5%、法律婚の予定がないものは、29.8%である。法律婚に移行せず、同棲婚を継続しようときめているカップルは全体の10.7%であり、同棲婚期間が6年

図2 法律婚カップル、同棲カップルの割合（パリ）



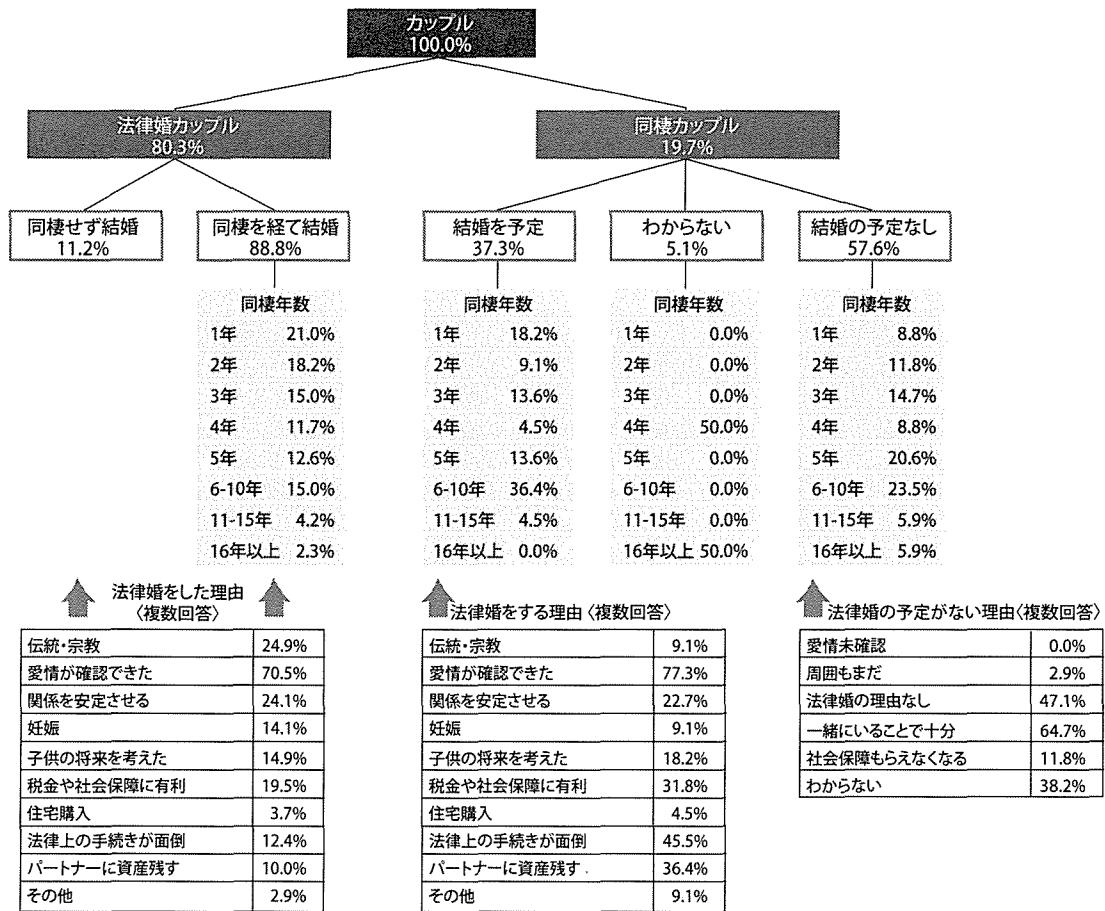
出所) 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2006)『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局

以上、そして16年以上の場合も多い。

現在法律婚にあるカップルや、同棲婚カップルのうち法律婚を予定しているカップルは、法律婚をした／する理由として、「愛情が確認できた」を多くあげている。現在、同棲婚にあるカップルでは、「同棲婚は法律の手続きが面倒である」という理由があげられている。これについては後ほど説明したい。法律婚の予定がないカップルは、法律婚をしない理由は特にないと述べているものが多い。同棲婚が普及していることの表れであると思われる。

次に、フランスの例についてみてみよう（図2）。法律婚をしているカップルの割合はスウェーデンとほぼ同じで66.3%、同棲婚カップルは31.0%、PACS（パックス）³は2.7%である。同棲婚を経ないで法律婚をしたカップルは全体では15.0%で、スウェーデンに比べるとやや割合が高いということと、法律婚の理由として伝統や宗教上の理由をあげているものが少なくないという点にある。これらの理由に比較すると、「関係を安定させる」や「子どもの将来を考えた」といった理由は相対的に低い。

図3 法律婚カップル、同棲カップルの割合（ハンブルグ）



出所) 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2006)『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局

同棲婚カップルで法律婚を予定しているのは、同棲婚カップルのうち36.6%、わからないとしているのは16.1%、法律婚の予定のない者が47.3%で、法律婚の予定のないカップルは全体の14.7%である。同棲婚カップルの方が、現在法律婚をしているカップルよりも同棲期間は長い傾向にある。比較的長い同棲期間のなかで法律婚を考えている理由というのは、「パートナーに資産を残す」、「子どもの将来を考えた」、「税金や社会保障に有利」があげられている。しかし、最も多くあげられている理由は「愛情が確認できた」である。法律婚の予定がないカップルの法律婚をしない理由として、「一緒にいることで十分」をあげる者が最も多く、法律婚を選ぶにせよ同棲婚の継

続を選ぶにせよ、2人の関係性を重視していることが分かる。

ドイツは、フランスやスウェーデンとはやや異なった傾向にある(図3)。同じ年齢層にもかかわらず、法律婚をしている割合は80.3%、同棲婚である割合は19.7%と、法律婚の割合がかなり高いのである。法律婚カップルの中でも同棲を経験した後に法律婚へ移行するものが多く、同棲年数もフランス・スウェーデンに比べて短いものが多い。法律婚をする／した理由として、フランス・スウェーデンと同様、現在法律婚であるものも同棲婚であるものも「愛情が確認できた」が最も多く、現在同棲婚であるものが「税金や社会保障に有利」や「法律上の手続きが面倒」、

「パートナーに資産を残す」が多い点は共通している。異なるのは、現在法律婚であるものも同棲婚であるものも「妊娠」をあげているものが相対的に多い点にある。法律婚カップルの14.1%が、同棲婚カップルの9.1%が法律婚の理由として「妊娠」をあげているのである。これは法律婚前の妊娠がフランスやスウェーデンより多いということではなく、妊娠を法律婚の理由とするかどうかの違いを表している。

3. 同棲婚を支える制度

ドイツでは、2002年の同棲の法的関係を定めた法律は、異性間のパートナー、同性間のパートナーなど生活共同体を営む人について、広範にわたって家族の成員としての法的地位を認めている。同棲婚カップル間の子どもの権利は認められているが、パートナーの権利は法律婚カップルとは大きく異なる。図3にみられた法律婚をする理由として「税金や社会保障に有利」があげられる割合が高かった要因である。また、法律婚と同等の権利を得るには、法律的な手続きを踏めば得られるものもある。それには複雑な手続きが必要で「法律上の手続きが面倒」があげられていたことにもみられる。法律婚とのもっとも大きな違いは、パートナー死亡時の資産の配分にあり、自動的に「パートナーに資産を残す」には、法律的な結婚をすることが必要である。

1969年に非嫡出子は嫡出子と同等の社会的条件が認められ、1997年の親子法改正により嫡出・非嫡出別は廃止され、相続権平等法により嫡出子と等しく相続できる権利を持った。法律上、嫡出子と非嫡出子の差別も区別もないが、図3からわかるように「妊娠」を法律婚の理由としてあげていることから、ドイツでは嫡出の原理が存在していることがわかる。

フランスのカップルに関する法令として有名なPACS（パックス）は、法律婚をしないカップルにも法的な権利を認めようという法律である。法律婚の場合には、結婚している期間中に得た財産については

共有となり、この点はPACS（パックス）のカップルも同様である。ただし、同棲婚の場合は共有とならない。養子縁組は、法律婚のカップルに認められるが、PACS（パックス）や同棲婚の場合には一定の条件を満たした場合に認められる。社会保障の受給権（パートナーとしての受給権）は、PACS（パックス）も、同棲婚の場合も、法律婚と同様に認められる。ただし、同棲婚の場合は一定以上の同棲年数が必要となる。法律婚、PACS（パックス）と同棲婚の違いは、課税方式、つまり法律婚やPACS（パックス）は共同課税であるのに対し、同棲婚の場合は分離課税となり、結果的に同棲婚のほうがやや税が重くなる。また贈与税・相続税の控除額が、法律婚、PACS（パックス）と同棲婚では大きく異なる。

フランスの同棲婚カップルの間にできた子どもに対する差別はなく、また社会保障の領域においても同等の権利を持つ。異なるのは、上記のように税やパートナーとの財産の名義についてである。図2で「パートナーに資産を残す」や「税金や社会保障に有利」が法律婚の理由として多くあげられていたのは、このような理由からである。

現在、フランスでもドイツでも同棲婚カップルについての法整備が行われてきているが、スウェーデンなどの北欧諸国では、先駆けて法律を整備してきた。スウェーデンの婚姻法、パートナーシップ法、サムボ法について高橋（2005）によるまとめを参考に見ていく。

スウェーデンの婚姻法では、婚姻後に得た財産については、基本的に全て夫婦の共有財産となり、これが離婚の際に財産分割の対象となる。しかし、主に婚姻前からもつ財産に関しては、裁判所にて財産契約を登記し、個人資産とすることができます。関連する法律に「親子法」がある。この法律では、未成年の子どもについて、夫婦は婚姻中のみならず結婚を解消した後も共同で養育権をもつものと義務づけられている。この養育権とは監護権と親権を統合したようなもので、子どもとの同居の有無に関わらず、子どもの成長における重要事項の決定は全て両親共同で

行なわなければならないと規定している。子どもと同居していない親は養育費を支払う義務がある。

パートナーシップ法はホモセクシュアル・カップルを対象として1995年1月に施行された。その内容は婚姻法に準じており、ふたりの関係性や財産については「婚姻法」と同等である。親になる権利については長いあいだ制限されてきたが、2003年になって養子縁組が認められた。

スウェーデンの「サムボ法」は、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的関係をもつ非法律婚カップル（サムボ（同棲））に対する法律である。サムボ法は、これらのカップルの住居および家財の分与について取り決めたもので、1988年に施行された。その目的は、同居が解消された際、経済力が弱いいずれか一方に対して最低限の生活を保障することにあった。2003年7月に新サムボ法が施行され、そこでは、サムボの定義がより明確化され、ホモセクシュアル・カップル（パートナーシップ法に則り登録をしていないカップル）にも適用された。同法でも、婚姻法と同様に、カップルは家事・育児を分担し、家計の支出を負担し合うべきこと、財産を自己管理し、債務への自己責任をもつべきことが定められている。

婚姻法と異なる点は、サムボ解消時に財産分割の対象となるものが共同住居と家財のみで、それ以外の資産（預金・有価証券、余暇目的で購入した車・ヨット・サマーハウス等）は、たとえそれがサムボ開始後に得られたものであっても、個人名義であれば分割の対象外となる。カップルに未成年の子どもがいる場合は、離別後、子どもと同居する親が共同住居（特に賃貸住宅や居住権所有の住宅の場合）に住み続けることができるよう配慮されている。

また、相続についても婚姻法との違いが多少みられる。サムボのいずれか一方が死亡した場合、サムボ相手が相続できるのは、共同住居と家財の他には政府が取り決めた一律金額以下の資産のみである。ただし、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取っていれば、法律婚夫婦と同等の権利を得

ることができる。

なお、子どもの権利を保障する観点から、1976年に「親子法」が改正され、婚内子と婚外子の壁は取り除かれ、子どものもつ権利は同等なものとなつた。現在は、婚外子に対する法的差別は全く存在しない。離別後の子の養育権に関しては、法律婚夫婦の離婚の場合と異なり、母親が自動的に単独で養育権を得るが、養育責任は両親にあり、別居親は養育費を支払わなければならない。スウェーデン政府は、全ての両親が共同養育権をもつことを推奨しており、そのように希望するサムボカップルは、サムボ中、サムボ解消後に関わらず、申請手続きを取ればすぐに共同養育権を得られる。

なお、法律婚夫婦の間に産まれた子どもは自動的に夫婦の子と認定されるが、サムボの場合は、父親を確定する手続き（カップルが役所に書類を提出するのみ）をする必要がある。父親が確定できない場合は、DNA鑑定によって父親確定が行われる。以上のように、本論で取り上げた3カ国にかぎらず、その他多くの国でも同棲婚は社会的に認められ、共同生活におけるパートナー相互の責任や義務が示されている。また、「非嫡出子」に対する差別も区別⁴もない。さらに最近認められるようになってきた同性カップルに対する法の施行についても、日本と同様、文化的・歴史的に容認されていたわけではなく、社会の変化に応じた法整備によるものである。

4. 最優先される子どもの福祉

日本でスウェーデンについて説明される場合に、「産まれる子どもの半数以上が『非嫡出子』」と書かれていたことがよくあった。本来、その主旨は非嫡出子への差別がないということであったと思うが、「スウェーデンは非嫡出子の国」ということだけが気にかかる人もいるようだ。ある会で「そんな父なし子ばかりいる国の何がいいんだ」と発言した方がいて氣絶しそうになった記憶がある。現在、スウェーデンで「非嫡出子」という言葉は使われていない。

出生率が回復したことでも注目されるフランスなどでは、「子どもが三人いればお父さんはいらない（子育ての費用は支給されるので経済的な心配はないという意味）」といわれていること、スウェーデンでは父親がはつきりしないと母親が申し出た場合に、母親が指名した男性に対してDNA検査が行なわれ、子どもの養育費支払いの義務は、検査によって判明した生物学的な父が負うということなどを話すと、「それ、みたことか、何という貞操観念の低い国々だ」と言わんばかりである。

しかし、どちらの例も、政治的な他の意味が仮にあるにせよ、子どもの福祉を最優先した結果であるといえる。さらに、同棲婚でのパートナーへの保障は、経済的弱者になりやすい女性の生存権の保障でもある。この点について、特にスウェーデンで明記されている。このような法整備、社会保障の整備は多様な家族を容認するものであり、また、条件の違いはやはあるものの、それはライフスタイルの選択を不可能にするものではないことは注目すべき点である。今後、日本でもこのような動向を参考に、日本で多様なライフスタイルを可能にするような変革が起こることが望ましいと考える。■

《注》

- 1 今回取り上げるスウェーデン、フランス、ドイツなど西欧、北欧諸国は、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどと比較すると、10代の妊娠によるシングルマザーの割合は低く、相対的に安定的な関係にあるカップルが多いことに、留意されたい。
- 2 この調査は、内閣府経済社会研究所が財団法人家計経済研究所に対して委託した「2004年度スウェーデンの家族と家庭生活に関する調査」、「2005年度 フランス・ドイツの家族生活に関する調査」において実施したものである。
スウェーデンの調査対象者はストックホルムに住む35～44歳のパートナーのいる男女600人、フランス、ドイツの調査対象者は、35～44歳のパートナーのいる男女300人である。フランスではパリの他にリヨン、ドイツではハンブルクの他にミュンヘンでもそれぞれ300人に対し調査を行なっているが、今回は省略した。調査は各國の調査会社に委託し、CATI（コンピューターを用いた電話調査）によって行なった。
- 3 PACS（：Pacte civil de solidarité）とは、フランス語で連帯市民協約の略称である。パックスは、結婚しないカップルにも法的な権利を認めようという法律であり、いわば、結婚と同棲の中間に位置する。パックス締結者の約60%は同性カップルであるが、異性で縛結するカップルもある。
- 4 フランスでは「非嫡出子」とはいわず、「自然子」と呼称されている。

《参考文献》

- 高橋美恵子（2005）「スウェーデンの『婚姻法』と『パートナーシップ法』」「スウェーデンの『サムボ法』」内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局、35-36。
- 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編（2005）『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局、内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編（2006）『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局、原俊彦（2001）「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』13（1）：87-97。